

MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(https://www.ms-ins.com/marine_navi/)

Salvage Security (救助料支払保証状) について

船舶が座礁したときの再浮揚作業や船舶火災発生時の消火作業等、救助作業が完了した後に、船舶・貨物・燃料の所有者は、救助業者から Salvage Security を要求される場合があります。本稿では、Salvage Security について、一般的な救助契約であるロイズ救助契約標準書式（以下 LOF）（※1）を例にご紹介します。

1. Salvage Security とは

救助料支払の担保として救助業者に提出する保証状です。LOF の IMPORTANT NOTICE には救助に成功した場合に、船舶・貨物・燃料それぞれの所有者が、LSSA Clause（※2）にしたがって Salvage Security を提出しなければならない旨が記載されています（※3）。LSSA Clause 4.5 条には、Salvage Security は「救助業者が承諾した会社」または「Council of Lloyds が承諾する英国に所在する会社」が発行しなければならない旨が記載されています（※4）。「英国に所在する会社」が条件になっている理由は、LOF が英法準拠のためです。この条件により、救助料が支払われなかった場合に、救助業者は英国の裁判所を通じて Salvage Security を発行した英国の会社から救助料を回収できることとなります。

2. Salvage Security は誰が発行するか

船舶・貨物・燃料それぞれについて保険が付保されている場合には保険会社が発行します。上述の通り、原則として「英国に所在する会社」の保証状が必要となります。そこで、それぞれの保険会社は、提携している英国の保険会社に保証状の発行を依頼するのが一般的です。なお、保険が付保されていない場合には、現金の供託が必要となります。

3. 貨物側から Salvage Security の提出が必要な理由

LOF の救助契約では、船長または船舶所有者は船舶だけでなく貨物・燃料所有者の代理人として救助契約を締結します。そのため、船舶・貨物・燃料の所有者それぞれに Salvage Security を提供し、救助料を支払う義務が生じます。なお、船長または船舶所有者に救助契約の締結権限があることについては、1989 年海難救助条約においても規定されています。

4. Salvage Security を提出しなかった場合はどうなるか

船舶・貨物・燃料それぞれの所有者から Salvage Security が提出されて救助業者が了解するまで、原則として積載貨物の引渡や船舶の出港は許可されません。LSSA Clause 4.8 条にこの点が記載されています（※5）。

救助完了後に Salvage Security を要求された場合には、直ちに提出しないと貨物輸送に遅れが生じる恐れがあります。Salvage Security 提出が必要な救助契約が締結された場合、船舶所有者から貨物の所有者に通知されることが一般的です。Salvage Security 提出が必要になる旨の連絡を受けた場合には、直ちに弊社海損担当までご連絡ください。

※1 Lloyd's Standard Form of Salvage Agreement (ロイズ救助契約標準書式) :

救助契約締結時には救助料の金額を決めないため Lloyd's Open Form と呼ばれる。LOF はその略称。

※2 LSSA Clause: Lloyd's Standard Salvage and Arbitration Clauses (ロイズ救助・仲裁条項)

※3 IMPORTANT NOTICE の記載内容:

If the Contractors are successful the owners of such property should note that it will become necessary to provide the Contractors with Salvage Security promptly in accordance with Clause 4 of the LSSA clauses.

※4 LSSA Clause 4.5 条の記載内容:

Unless otherwise agreed such security shall be provided (i) to the Council (ii) in a form approved by the Council and (iii) by persons firms or corporations either acceptable to the Contractors or resident in the United Kingdom and acceptable to the Council.

※5 LSSA Clause 4.8 条の記載内容:

Until security has been provided the property salvaged shall not without the consent in writing of the Contractors be removed from the place to which it has been taken by the Contractors under clause A.

以上